

# 鳥取県町村総合事務組合公告式条例

(昭和36年7月8日 条例第1号)

改正 平成18年10月 5日条例第 4号  
平成29年 3月 日条例第 5号

## (目的)

第1条 この組合の公告式は、この条例の定めるところによる。

### (条例の公布)

第2条 条例を公布しようとする時は、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、組合の事務所内に掲示してこれを行う。

### (規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

### (規程の公表)

第4条 規則を除く外、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

第5条 規則若しくは規程はそれぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることが出来る。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則 (平成18年 条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年1月1日から適用する。

### 附 則 (平成29年 条例第5号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。